

永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第6号

永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 永平寺町情報公開条例(平成18年永平寺町条例第8号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 情報 情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第16条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (3) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
 - (4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問に応じ意見を述べること。
- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、この条例の運用に関する重要な事項について調査審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度のあり方について実施機関に建議することができる。

(委員)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等に係る情報の提示又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示又は保有個人情報の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る情報に記録されている情報又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の写しの送付等)

第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、第5条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認

めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(永平寺町情報公開条例の一部改正)

2 永平寺町情報公開条例(平成18年永平寺町条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15条の2—第17条」を「第15条の2・第16条」に、「第18条—第22条」を「第17条—第21条」に改める。

第11条第7項中「第17条第1項で規定する永平寺町情報公開審査会」を「永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年永平寺町条例第6号)第1条に基づき設置する永平寺町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)」に改める。

第16条第1項中「永平寺町情報公開審査会」を「審査会」に改める。

第17条を削り、第4章中第18条を第17条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の永平寺町情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)及び永平寺町個人情報保護法施行条例(令和5年永平寺町条例第5号)附則第2項の規定による廃止前の永平寺町個人情報保護条例(平成18年永平寺町条例第9号。以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定により、旧情報公開条例第17条第1項の規定により置かれた永平寺町情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)及び旧個人情報保護条例第28条第1項の規定により置かれた永平寺町個人情報保護審査会(以下「個人情報保護審査会」という。)にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧情報公開条例及び旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお

従前の例による。

- 4 この条例の施行前において情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第17条第7項及び旧個人情報保護条例第28条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。